

特定商取引法の執行（消費者庁取引対策課）

資料 5-1

令和6年度予算（案）額 1. 4 億円
（令和5年度予算額 1. 3 億円）

事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

- 訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、消費者保護を十分に確保するため、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行う。

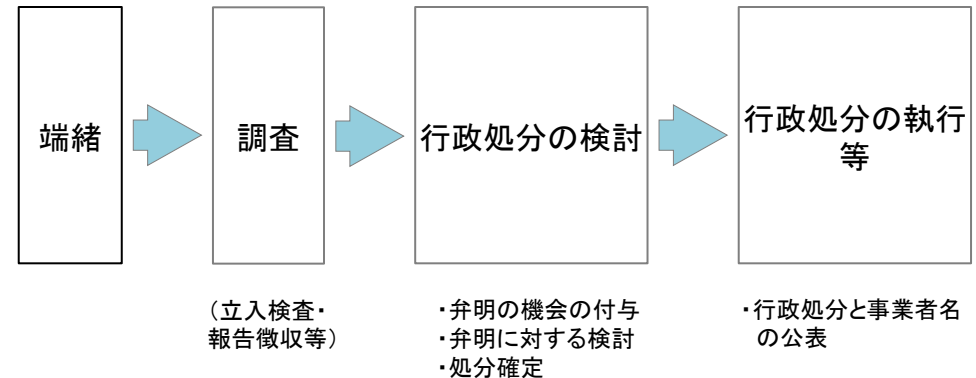
（事業の概要）

- 消費者トラブルの実態を踏まえ、法執行専門職員等も活用しつつ、特定商取引法に基づき被害の端緒情報の把握・消費者への聴取・立入検査などを行い、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行う。

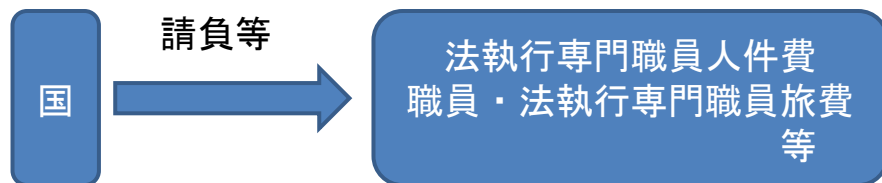
（事業の必要性）

- 悪質な事業者を取り締まり、消費者保護を十分に確保するために、特定商取引法の厳正な執行を行う必要がある。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 特定商取引法の厳正な執行を行うことにより、事業者が特定商取引法を遵守し、悪質な事業者から被害を受ける消費者が減少することを目指す。

預託法の執行（消費者庁取引対策課）

令和6年度予算（案）額 **33百万円**
（令和5年度予算額 34百万円）

事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

- 消費者被害を発生させる問題点が多く存在、かつ、実際に大規模な被害も発生している販売預託について、原則禁止とした改正法に基づき、厳格な法執行を行う。

（事業の概要）

- 法執行専門職員等も適切に活用しつつ、事業者から確認の申請があった場合に厳格に審査するとともに、確認を経ずに販売預託の勧誘や契約が行われ、預託法違反の疑いがある場合は、預託法に基づき被害の端緒情報の把握、消費者への事情聴取、事業者等への立入検査等を行い、悪質な事業者に対する行政処分を厳正に行う。

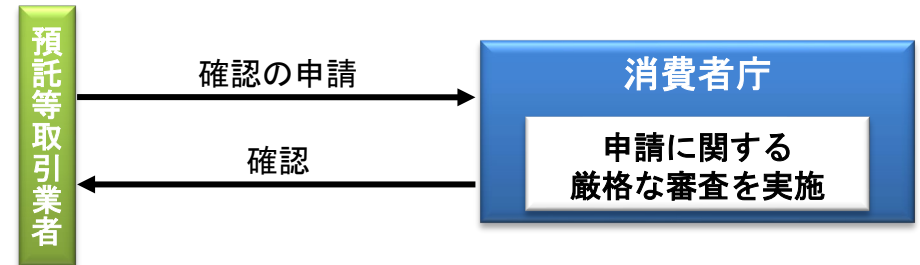
（事業の必要性）

- 悪質な事業者を取り締まり、消費者保護を十分に確保するために、預託法の厳正な執行を行う必要がある。

事業イメージ・具体例

●販売預託は原則禁止

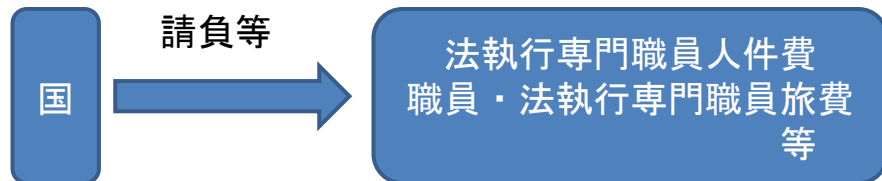
ただし、例外的に預託等取引業者が勧誘等及び契約の締結等のそれぞれについて、消費者庁の厳格な確認を得た場合に限り可能。



（※）勧誘等と契約の締結等の両段階でそれぞれ行う
また、消費者庁は消費者委員会の意見を聴く

⇒ 確認の審査、遵守状況の調査、無確認の勧誘等の取締り、行政処分

資金の流れ



期待される効果

- 預託法の厳正な執行を行うことにより、事業者が預託法を遵守し、悪質な事業者から被害を受ける消費者が減少することを目指す。